No.299 2022/12/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

ゴルフ会員権の譲渡に係る税務上の取扱い

Q 私が保有しているゴルフ会員権が最近値上がりしているので、売却しようと思っていますが、どのように課税されるのでしょうか？また、経営再建のため預託金が切り捨てられている会員権もありますが、この場合はどのように計算するのでしょうか？

解説

ゴルフ会員権を売ったときの所得は、譲渡所得として給与所得など他の所得とあわせて**総合課税**の対象となります。

1． 譲渡所得の計算方法

その会員権の所有期間に応じて次の通りとなります。

1）所有期間が**5年以内**のもの（総合課税の短期譲渡所得）

ゴルフ会員権の譲渡益＝譲渡価額―（取得費＋譲渡費用）―特別控除 50 万円

2）所有期間が**5年超**のもの（総合課税の長期譲渡所得）

ゴルフ会員権の譲渡益＝{譲渡価額―（取得費＋譲渡費用）―特別控除 50 万円}×1/2

※取得費…購入代金、会員権業者に支払う購入手数料、入会金、**預託金**、名義書換料など

※譲渡費用…譲渡時に会員権業者に支払う手数料など

2． 預託金が切り捨てられている場合

預託金の額は譲渡所得の計算上、取得費に含まれます。経営再建のため**預託金の一部が切り捨てられている場合**がありますが、ゴルフ会員権を譲渡した場合の取得費は、切り捨て額を無視した**当初の預託金全額**となります。ただし、**預託金の全額が切り捨てられた場合**は、取得費となる預託金相当額は**0**となります。

3． 譲渡損が生じている場合

ゴルフ会員権の譲渡により生じた損失は、「生活に通常必要でない資産」に該当するため、原則として、給与所得など**他の所得と損益通算することはできません**。

要するに…

ゴルフ会員権の譲渡した場合、譲渡損失が発生しているのであれば、いつ譲渡しても特に大きな問題ではありませんが、譲渡益が発生している場合は、**所有期間が 5 年を超えているかどうか**でかなりの差が出ますので、譲渡するタイミングもしっかり検討したほうがよいでしょう。